

大津地裁決定に関する弁護士声明

福島原発事故という現実を直視していながら、司法の役割を自覚しない極めて不当な決定です。

福井地裁は福島原発事故を直視して「安全審査に関わりなく具体的危険性を判断する」そのことが「裁判所に課せられた最も重要な責務である」と判示しましたが、大津地裁は、半年前の大阪高裁決定の時点より、規制委員会の審査が大幅に進んでおり、再稼働の危険が現に迫っているにもかかわらず、安易に「保全の必要性」がないと判断しました。かかる決定は「裁判所に課せられた最も重要な責務」を放棄したものであり、極めて遺憾です。

ただ、確認すべきは、同決定は、保全の必要性を否定したに過ぎず、いかなる意味においても大飯原発が安全と認めたものではないということです。むしろ同決定は基準地震動について「自然科学においてその一般的傾向や法則を見出すためにその平均値をもって検討していくことについては合理性が認められようが、自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか」「現時点では最大規模の地震を基準にすることにこそ合理性があるのではないか」と指摘しています。つまり、原発の安全性については「万一の事態に備えなければならない」との考えにたった判断をしており、この点において、同決定も福井地裁と同じ認識に立っています。もはや「万が一の危険」を裁判所も無視できなくなっており、同決定はその意味で、福井地裁判決を契機に「原発裁判の潮目が変わったことを象徴する決定」であるといえます。

さらに同決定は、「住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ない」等とも述べており、これらの理由から「このような段階にあつて、同委員会がいたずらに早急に、新規制

基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがたく」、つまり、基準地震動についても、住民の避難計画等についても、不十分な段階では、再稼働を容認するとは考えられない旨を述べているのです。このことからわかるとおり、同決定は事実上、規制委員会に慎重に審査するよう要請したものといえ、決して従来の裁判所のように原発の安全性を規制委員会に丸投げしたものではありません。

このように、運転差止めを命じた福井地裁判決は、今回の仮処分決定においても、生きているのです。現在、名古屋高等裁判所金沢支部で控訴審が行われていますが、改めて福井地裁判決の正しさを明らかにしたいと思います。

2014年11月28日